資料 8

# JAS規格の制定・見直しの基準の改正について

平成29年7月

# JAS規格の制定・見直し基準について

- 現行基準は、規格の立案を農林水産大臣自らが行うことを前提として規定。
- しかし、今後民間申出を進めることとする中、現行基準のままではどのようなものがJAS規格に馴染むのか、 一般の方には判断しにくい。
- このため、民間申出に当たり、JAS規格制定の妥当性の判断や予見可能性の向上に資するため、①現行 基準を包括しつつ、②これまで農林水産大臣が規格の立案に当たって考慮してきた「国家規格」としての欠 格事由を列記して具体化。

# [現行基準]

# [新たな基準]

- ○強い要望
- ○良質な製品の提供
- ○取引の合理化
- ○消費者ニーズへの対応

レがルとの金

申出が行われた事実 = 「強い要望」)

- 次のいずれかに該当すること
- ・品質の改善・取扱いの合理化、高度化
- ・取引の円滑化
- ・一般消費者の合理的な選択の機会の拡大

JAS法の目的に 合致しているか

- ○国際規格の動向への対応
- ※規格の立案に当たって 農林水産大臣が自ら考慮

と 次のいずれにも該当しないこと

- ・国際規格との整合が考慮されていない
- ・貿易への影響が考慮されていない
- ・既存規格の内容との著しい重複・矛盾
- ・規定内容が不十分又は規定水準が不適当
- ・利害関係者との意見調整が不十分
- ・特定者間のみの生産、取引に係るものに限定
- ・農林水産政策の目的に不適合 など

JAS規格として 欠点がないか

改正案	現行
<u>日本農林規格</u> の制定・見直しの基準	JAS規格の制定・見直しの基準
平成29年7月6日 農林物資規格調査会決定	<u>平成24年2月24日</u> 農林物資規格調査会決定
この基準は、本調査会が <u>日本農林規格(以下「JAS規格」という。)</u> の制定 <u>、確認、改正又は廃</u> <u>止</u> について審議する <u>際の</u> ガイドラインであり、本調査会がその内部規程として定めるものである。	この基準は、本調査会が <u>JAS規格</u> の制定 <u>又は見直し</u> について審議する <u>にあたっての</u> ガイドラインであり、本調査会がその内部規程として定めるものである。
農林水産大臣が本調査会にJAS規格の制定、確認、改正又は廃止の付議を行った場合において、本調査会は、以下の基準により、付議されたJAS規格の制定、確認、改正又は廃止の案(以下「JAS規格案」という。)の妥当性を判断するものとする。	
(前る)	<ul> <li>Ⅰ JAS規格の制定・見直しの基準</li> <li>1 規格の性格の明確化         規格の制定又は見直しはJAS規格として普及すべき「特色規格」又は「標準規格」であるかを明確化した上で検討する。</li></ul>

### 1 JAS規格の制定の基準

JAS規格の制定に当たっては、JAS規格案が以下のいずれにも該当していることをもって、 その妥当性を判断するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- ア 農林物資の品質の改善が図られること。
- <u>イ</u> 農林物資の生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化が図られること。
- ウ 農林物資に関する取引の円滑化が図られること。
- エ 農林物資に関する一般消費者の合理的な選択の機会の拡大が図られること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 特定者間のみで生産又は取引されることが想定されるものに係るものであること。
- イ 需要構造の変化等によってその利用が著しく縮小していること。
- <u>ウ</u> 規格化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいないこと。また、含んでいる場合であっても、その規定内容が現在の知見から見て妥当な水準となっていないこと。
- エ JAS規格案の内容と既存のJAS規格の内容との間で著しい重複又は矛盾があること。
- <u>オ</u> <u>JAS規格案の内容と同等の国際規格が存在する場合又はその策定が見込まれる場合であって</u> 、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていないこと。
- <u>カ</u> <u>対応する国際規格が存在しない場合、当該JAS規格の制定が輸出入に及ぼす影響について、</u> 適切な考慮が行われていないこと。
- <u>ク</u> <u>JAS規格案が海外規格その他他者の著作物を基礎としたものである場合、その著作権に関する著作権者との調整が行われていないこと。</u>
- ケ JAS規格案について、利害関係者等との意見調整が図られていないこと。
- <u>コ</u>強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていないこと。
- サ 農林水産政策の目的に合致していないと認められること。

### 2 JAS規格の見直しの基準

(1) JAS規格の改正の基準

JAS規格の改正に当たっては、1の基準により、その妥当性を判断するものとする。 また、当該基準に適合しなくなるおそれのあるJAS規格については、当該基準に適合するよう改正を行うものとする。

#### (2) IAS規格の廃止の基準

1の基準に適合しなくなったJAS規格であって、改正が困難であるもの又は日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第4条(同法第5条の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく申出により制定又は改正されたJAS規格であって、申出者による適正な維持管理が行われていないものについては、廃止を検討するものとする。

# 2 規格の制定の基準

次の場合に規格の制定を検討する。

- <u>ア</u>消費者、実需者、生産者又は製造業者から強い要望があり、特色規格及び標準規格のいずれかに該当する場合
- <u>イ</u> 国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等その普及について政策的な必要性が認められる 場合

## 3 規格見直しの基準

(1) 廃止を検討するに当たっての基準

JAS規格として普及すべき「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができない規格は廃止を検討する。

ただし、規格改正により当該「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができることを客観的に明示できる場合は、改正する方向で検討するものとする。

(2) 改正を検討するに当たっての基準

規格の改正は次の観点から検討を行う。その際、遵守義務のある規格等との関係を考慮して 必要な整理を行う。

ア 消費者向けの規格

良質な製品を提供する観点(原材料の増量材的使用の制限、まがいものの防止等)及び消費

(3) JAS規格の確認の基準

改正又は廃止を行わないJAS規格については、確認するものとする。

(削る)

者ニーズに対応した製品を提供する観点(食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える等)

# <u>イ</u> 実需者向けの規格

性能規定化(強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入)、等級化等取引の合理化 を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点

# (3) 確認

廃止又は改正を行わない規格は、確認するものとする。

# Ⅱ その他

- 1 新しい切り口のJAS規格(例えば、いくつかの種類の農林物資にまたがって適用される規格等)の制定について審議する場合は、「特色規格」又は「標準規格」に当てはまらない場合があり得ることから、その場合は必要に応じて新たな基準を定めるものとする。
- 2 規格の廃止又は改正に際しては、包装資材の在庫の状況等当該規格に係る製品の生産又は製造の実態を考慮し、必要な経過措置を設けるものとする。
- 3 この基準は、平成24年3月1日から施行する。